

資料 2

業務委託仕様書

令和 7 年 4 月
秋田県地域・家庭福祉課

業務委託仕様書

1 業務委託名

里親支援センターの運営に関する業務委託

2 業務の委託者

秋田県知事 県担当課：地域・家庭福祉課

3 里親支援センター

(1) 法的位置づけ

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する里親支援センターとして秋田県が設置するものです。

(2) 設置の目的

児童福祉法第11条第4項の規定による里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）の養育者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者（以下「里親登録希望者」という。）などについて相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とします。

4 運営業務委託期間

令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）まで

5 運営業務に係る経費

(1) 総額

19,634,496円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 経費見積書は「(1) 総額」に示す金額を上回らない範囲で積算してください。

なお、里親支援センターの事務所を構える際に賃借料が必要な場合は、その賃借料金を含めない形で経費を積算してください。

また、第三者評価に係る経費も含めない形で経費を積算してください。

(3) 業務委託契約料の増減

児童福祉法第50条第1項第7号の規定により、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用は都道府県の支弁とされています。また、この費用については、令和5年5月10日付けこ支家第47号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」にて定める各種金額を基準にすることとなっており、本委託契約の総額も同通知を基準としています。

そのため、同通知にて定める基準額に増減が生じた場合は、委託契約料の増額変更又は減額変更が生じることがあります。

また、同通知においては、里親支援センターにおいて行う里親支援事業を賃借で実施する場合、その建物の賃借に係る実費も加算できるため、社会通念上適当と認められる金額である場合はその実費分を増額することがあります。

さらに、同通知においては、里親支援センターが受審する第三者評価に係る経費についても基準単価額を加算できるため、第三者評価を受審した場合も、委託契約料の増額となる場合があります。

6 里親支援センターの事業

里親支援センターが実施する事業は次のとおりです。

(1) 新規開設日

令和7年10月1日(水)

(2) 事業を実施する日時

月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。ただし、里親研修等を日曜日等に行うなどの場合にはこの限りでない）の、毎日午前8時30分から午後5時30分までとします。

ただし、開所時間帯は県担当課との協議により変動する場合があります。

(3) 業務区域

県内全域（支援を担当するリクルート対象者及び既登録里親については、契約締結後、県担当課及び児童相談所と協議の上、決定します）

(4) 里親支援センターの設備及び職員配置

※秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第15号）に基づくもの

ア 設備

必要な設備は次に掲げるものとします。

- ① 事務室
- ② 里親等、里子等及び里親登録希望者が訪問できる相談室等
- ③ その他、事業を実施するために必要な設備

ただし、児童福祉施設、その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えないです。

また、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮してください。

イ 職員配置

次に掲げる者及び人数をそれぞれ配置してください。なお、これらの者はすべて専任とし、原則常勤職員とし、任用要件はそれぞれの職に規定するところによります。

※任用要件はあくまで最低限の基準です。相談業務経験が豊富であるなど、里親支援センターが十分機能するような人材の確保に努めてください。

また、配置する職員に対し、業務量に見合う適切な対価を日本円で払ってください。

《用語解釈》

専任…里親支援センター業務従事中は、他業務との掛け持ちをせず里親支援センター業務のみに従事します。

常勤…週40時間の就業時間を通じ、常に里親支援センター業務に従事します。

① 里親支援センターの長（センター長）：1人

次のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

- i 児童福祉司の任用資格（児童福祉法第13条第3項各号のいずれか）に該当する者
- ii 里親等として5年以上の委託児童の養育経験を有する者又は児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- iii 秋田県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）：1人

次のいずれかに該当する者

- i 児童福祉司の任用資格（児童福祉法第13条第3項各号のいずれか）に該当する者
- ii 里親等として5年以上の委託児童の養育経験を有する者又は児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において児童の養育に5

年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

- iii 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、秋田県知事がア又はイに該当する者と同
等以上の能力を有すると認めた者

③ 里親等支援員：1人^{以上}

次のいずれかに該当する者

- i 児童福祉司の任用資格（児童福祉法第13条第3項各号のいずれか）に該当
する者
- ii 里親等として5年以上の委託児童の養育経験を有する者又は児童養護施設、
乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において児童の養育に5
年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理
解及びソーシャルワークの視点を有する者
- iii 里親等への支援の実施に関して、秋田県知事がア又はイに該当する者と同
等以上の能力を有すると認めた者

④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）：1人

次のいずれかに該当する者

- i 児童福祉司の任用資格（児童福祉法第13条第3項各号のいずれか）に該当
する者
- ii 里親等として5年以上の委託児童の養育経験を有する者又は児童養護施設、
乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において児童の養育に5
年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理
解及びソーシャルワークの視点を有する者
- iii 里親及び里親登録希望者への研修の実施に関して、秋田県知事がア又はイに
該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(5) 支援対象者

里親支援センターの支援対象者は次の者とします。

ア 里親等

イ 里子等（措置延長者を含む）

ウ 里親又はファミリーホーム委託解除後も特に支援が必要な児童等

エ 里親登録希望者

（６）業務内容

里親支援センターは、里親等に対する支援を包括的に実施することとし、具体的には次の業務をすべて実施するものとします。

ア 里親制度等普及促進・リクルート業務

① 里親制度等の普及啓発・広報活動

里親制度等の普及促進のため、創意工夫を凝らしながら、柔軟かつ戦略的な広報活動を展開してください。

なお、講演会や説明会等を開催する場合は、時期又は回数等について、より多くの県民が参加できるよう配慮してください。

（広報活動の例）

- ・ 里親制度等の講演会等の開催
- ・ チラシやポスター等の作成及び配布又はポスターパネル展
（秋田公立美術大学の学生が制作したポスターの活用を含みます）
- ・ ホームページやＳＮＳ等による広報
- ・ 地域情報誌やテレビ、ラジオ等による広報
- ・ 県内のイベント（「〇〇まつり」など）に参加しての周知

② 里親登録希望者のリクルート活動

関係機関に対して、説明会開催の打診を行い、開催希望のある団体等に対して説明会を開催してください。特に、職能団体等への打診に努めてください。

また、里親登録希望者のリクルートに当たっては、希望者の年齢層や希望する理由、里親制度を知ったきっかけ等について十分把握し、リクルートにはどのような取り組みが有用なのかを検討してください。

③ 里親登録希望者に対する電話相談や個別相談、ガイダンス

里親研修受講に結びつくことを目指し、県民等からの問い合わせに対し迅速かつ丁寧に対応し、里親になることへの不安や負担感を軽減するよう努めてください。

また、可能であれば対面による説明へと展開させてください。

イ 里親等研修・トレーニング業務

次の研修を別紙「令和7年度里親研修実施要領」により開催するとともに、必要に応じて県担当課、児童相談所及び里親支援機関と協議の上、その他の研修を実施してください。

- ① 養育里親及び養子縁組里親の新規登録に係る研修（後期分）
- ② 里親更新研修

なお、その他の研修を実施した場合は、研修を修了した里親のリスト（任意様式）を作成するとともに、実施状況や効果等を報告書（任意様式）に取りまとめ、県担当課へ提出してください。

また、県担当課と協議の上、令和8年度分の里親研修の案内チラシを作成し、広く県民に周知してください。

さらに、今後の秋田県の里親研修の在り方について県担当課、児童相談所及び里親支援機関と協議の上、検討を行ってください。

ウ 里親等委託推進業務

- ① 里親等とのマッチング

児童相談所と連携して決定した委託先候補者と児童との委託前の交流（マッチング）時に、児童相談所及び里親支援機関と連携しながら、委託に向けた里親等と児童との間の調整又はその支援及び相性確認等を行ってください。

- ② 自立支援計画への助言等

里親等へ委託された児童の養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画を児童相談所が策定・定期的な見直しをする際に連携を図るとともに、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行ってください。

- ③ 里親委託等推進委員会等への参画等

県が里親委託等推進委員会を開催した場合に参画してください。また、適宜、里親支援センター、里親支援機関及び児童相談所の里親支援担当職員が参集する会議を主体的に実施してください。

④ 未委託里親への支援

- i 里親登録や里親登録更新時に実施する児童相談所職員による家庭訪問へ同行してください。
- ii 児童養護施設及び乳児院が開催する「里親サロン」等に出向き、参加者の様子を把握してください。
- iii 未委託里親の家庭に直接訪問し、近況を確認したり、相談に応じたりしてください（必要に応じて、ウェブ会議アプリなどのツールも活用したりリモート面談も実施してください）。

⑤ 各種情報発信

里親支援センターのホームページを制作し、「里親サロン」などの情報も含め、随時情報発信する体制を整えてください。

また、令和8年3月中に、令和8年度の「里親サロン」の予定を取りまとめ、一覧にするなどして県担当課に提出してください。

エ 里親等養育支援業務

① 里親等への情報提供・訪問支援

里親支援センターに里親等又は里子等などから相談があった場合、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行ってください。

また、里親家庭等に定期的に訪問し、里子等の養育環境の把握や、必要な支援等を行ってください。

② レスパイト・ケアの調整

里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、児童相談所と連携し、乳児院、児童養護施設、里親等など適当な受入先との間の調整を行ってください。

また、里親等が円滑にレスパイト・ケアを利用できるよう、受入先となる施設等と予め情報共有してください。

③ 里親等の相互交流支援

「里親サロン」を開催し、里親や里親登録希望者どうしの情報交換や養育技術の向上を図るほか、里親子の交流を深めるなどしてください。

また、その他、必要に応じて、里親どうしの交流会を開催してください。な

お、この交流会は、里親研修に合わせて開催することができるほか、里親会と協力して実施することも可能としますので、開催方法について検討の上実施してください。

④ 里親等による援助活動

里親等の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を、別の里親等からの相談や援助の求めに応じて派遣するなどし、養育補助や養育相談などの援助を行うことも想定しています。

このため、県担当課、児童相談所、里親会などと連携し、この支援体制についての検討を行ってください。

⑤ 親子再統合に向けた面会交流支援

児童相談所が親子再統合の判断をしている里親等委託ケースの児童に対し、保護者と児童の面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うなど、必要に応じて里親等及び児童相談所と協力して、実親子の面会交流を支援してください。

オ 里親等委託児童自立支援業務

里親等、里子等及び里親等委託措置を解除された児童等に対し、必要に応じて次の支援を行ってください。

- ① 委託解除前からの自立に向けた相談支援
- ② 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等
- ③ その他児童等の自立支援に資する業務

7 業務委託遂行上の注意点

(1) 支援にあたっては、里親等、里子等などの支援対象者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としてください。

(2) 里親支援センターの業務遂行に当たっては、児童相談所と連携した対応が重要であることから、児童相談所から取得できる情報を積極的に取得するとともに、随時児童相談所に報告、連絡、相談を行ってください。

また、県担当課、市町村、里親支援機関、里子等の通学する学校等関係機関と密接に連携して支援に当たってください。

- (3) 里親支援センターの業務遂行に当たっては、令和6年3月29日付けこ支家第185号子ども家庭長支援局長通知「「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について」等の内容も踏まえ、適切に実施してください。
- (4) 支援内容の県担当課への報告並びに児童相談所及び里親支援機関との情報共有については、県が導入しているツール（RPA；ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用します。活用方法については、業務委託契約後に別途お伝えします。
- (5) 里親支援センターは、業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこととなっています。
- 第三者評価の受審については、県担当課と協議の上、その必要性を判断していくこととなります。

8 里親支援センターの事務所等

(1) 事務室及び相談室

上記6（4）アに掲げる必要な設備を満たす事務所を用意してください。
（賃借によるものでも構いません）

(2) 使用する事務用品

受託者が、業務を適切に遂行できる事務環境を整備してください。

(3) 相談を受ける体制

電話回線は原則2回線以上とし、その他ファクシミリ、メールアドレスなど、相談を受けるために適切な環境を整備してください。

(4) 光熱水費及び賃借料

受託者が次の費用を実績に応じ支払ってください。

- ア 光熱水費（電気、ガス、水道など）
- イ 賃借料（賃借料がかかる場合）

(5) 第二種社会福祉事業の届出

事業開始の日から1ヶ月以内に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定す

る届出を行ってください。

(6) 業務委託遂行に必要なスキルの習得

里親支援センター職員向けの研修を受講する、専門家等とのコンサルテーションの機会を設けるなどして、職員の資質向上に努めてください。

(7) 事故補償を付帯した自動車

本事業の業務の遂行に必要なため、十分な事故補償を付帯した自動車を用意してください。

9 再委託

(1) 受託者は、上記6 (6)に掲げる業務を、第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけません。

(2) 受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して委託者の承認を得てください。

(3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めてください。

10 業務の履行に関する措置

(1) 委託者は、本業務委託（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合があります。

(2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出するものとします。

11 権利の帰属

(1) 本業務委託の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）及び所有権は、秋田公立美術大学の学生が制作したポスターを除き、

すべて委託者に帰属するものとします。

- (2) 受託者は委託者の承諾無しに、デザインを他に流用することができないものとします。

12 機密の保持

- (1) 本業務委託（再委託した場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用してはなりません。また、そのための必要な措置を講じてください。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとします。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とします。

13 その他

- (1) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し必要の都度、双方協議しながら進めますので、常に協議可能な体制を整えてください。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとします。

令和7年度里親研修実施要領

1 主催者

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課

2 研修運営者

上半期 里親養育包括支援(フォスタリング)機関：秋田赤十字乳児院

下半期 里親支援センター（予定）

3 実習への協力

乳児院：秋田赤十字乳児院

児童養護施設：陽清学園（里親支援機関）

児童養護施設：感恩講児童保育院（里親支援機関）

児童養護施設：聖園天使園（里親支援機関）

4 開催方法

（1）里親研修(認定)

ア 開催回数

前期 1 回（6～7 月）

後期 1 回（10～11 月）

イ 開催場所

県央地区（秋田市）

※受講者多数の場合、県北地区（北秋田市）、県央地区（秋田市）、県南地区（横手市）

となる場合がある。

ウ 開催方式

（ア）3 日目の実習は対面で実施することとし、それ以外の講義及び演習については、県央地区の会場で実施する。ただし、受講者多数の場合、県央会場で実施のものをテレビ会議システムを活用して県北又は県南会場でも視聴する形とする。

(イ) 全日とも、受講者は会場集合形式をとる。

エ 対象者

秋田県内に在住で、里親登録を希望する方

オ 受講定員(前期・後期とも)

講義(1日目・2日目)は各日全県で24名まで

実習(3日目)は4施設で分割実施(1施設6人まで)

※定員を超える申込みがあったときは、フォスタリング機関の調整のもと、次

の i から iv の順で対応する(後期研修は里親支援センターが同様に調整する予定)。

i 上記の実習受入可能人数を増やせる施設がある場合は可能な限り定員を増やすこととする。

ii 「カ 開催日」に指定する3日目の実習日以外に実習受入可能な日を各施設で検討し、対応可能であれば対応可能な人数まで定員を増やすこととする。

iii 空いている会場があれば、そちらへ誘導する。

iv キャンセル待ちになる。キャンセルが出たら連絡する。

カ 開催日（1日目及び2日目の場所は2～3か所開催となった場合）

回数	期日	場所	備考
前期	1日目	県北地区：コムコム 県央地区：いーぱる 県南地区：Y ² ぷらざ	
	2日目	県北地区：コムコム 県央地区：いーぱる 県南地区：あさくら館	
	3日目	県北地区：陽清学園 県央地区：秋田赤十字乳児院 聖園天使園 感恩講児童保育園	

後期	1日目	県北地区：コムコム 県央地区：ウェスター 県南地区：Y ² ぷらざ	
	2日目	県北地区：合川公民館 県央地区：いーぱる 県南地区：あさくら館	
	3日目	県北地区：陽清学園 県央地区：秋田赤十字乳児院 聖園天使園 感恩講児童保育園	

キ 研修スケジュール

《 1 日目》 （担当地区については 2 ～ 3 か所開催となった場合）

講義名		時間	時間割	担当		
				県北	県央	県南
オリエンテーション		10	10:00-10:10	課／※	課／※	課／※
講義	里親制度の基礎Ⅰ（里親制度）	40	10:10-10:50	映像	課	映像
講義	里親制度の基礎Ⅱ（最低基準）	30	11:00-11:30	映像	課	映像
講義	里親制度の基礎Ⅲ （里親委託の流れ・諸手続き）	30	11:40-12:10	映像	課	映像
昼食・休憩			12:10-13:10			
講義	関係機関との連携Ⅰ （児童相談所の役割と連携）	40	13:10-13:50	児相 又は 映像	児相 又は 映像	児相 又は 映像
講義	保護を要する子どもたちへの理解 （児童虐待）	40	14:00-14:40	児相 又は 映像	児相 又は 映像	児相 又は 映像
講義	里親養育上の様々な課題 （実親、真実告知等）	40	14:50-15:30	児相 又は 映像	児相 又は 映像	児相 又は 映像
演習	里親会活動、里親体験談	70	15:40-16:50	里親 又は 映像	里親 又は 映像	里親 又は 映像
演習	意見交換・振り返り	10	16:50-17:00	映像	課	映像

課：県地域・家庭福祉課 ※：フォスタリング機関又は里親支援センター

映像：テレビ会議システム 児相：児童相談所（以下同じ）

《2日目》（担当地区については2～3か所開催となった場合）

講義名		時間	時間割	担当		
				県北	県央	県南
オリエンテーション		10	10:00-10:10	課／※	課／※	課／※
講義	地域の子育てサービス	20	10:10-10:30	映像	課	映像
講義	関係機関との連携Ⅱ (児童福祉施設の役割と連携)	40	10:40-11:20	※	映像	映像
講義	子どもの身体と事故防止 (赤十字幼児安全法)	20	11:30-11:50	乳児院	映像	映像
昼食・休憩			11:50-12:50			
講義	子どもの心の発達 (愛情とトラウマ)	90	12:50-14:20	映像	外部講師	映像
演習	子どもの権利擁護	90	14:30-16:00	映像	CAP あきた	映像
演習	意見交換・振り返り	20	16:10-16:30	映像	課	映像

《3日目》

講義名		時間	時間割	担当	
				県北	県央
オリエンテーション		10	10:00-10:10	課／※	課／※
実習	施設見学、交流、遊び 振り返り	120	10:10-12:10	陽清学園	乳児院 天使園 感恩講
演習	申請書の書き方、意見交換、 修了証交付	20	12:10-12:30	映像	課

(2) 里親研修(更新)

ア 開催回数

1 回

イ 開催場所(予定)

県北：北秋田市内 ※実習がある場合は陽清学園

県央：秋田市内 ※実習がある場合は、聖園天使園、秋田赤十字乳児院、
感恩講児童保育院のいずれか

県南：横手市内 ※実習がある場合は場所について要検討

ウ 開催方式

受講者は会場集合形式をとる。

講義及び演習については、県央地区の会場で実施するものをテレビ会議システム
を活用して県北及び県南会場でも視聴する形を原則とする。

エ 対象者

養育里親及び養子縁組里親登録者で、令和7年度中に有効期限を迎える方

オ 開催日等

	期日（予定）	会場（予定）	備考
	未定	北秋田市、秋田市、横手市	

カ 研修スケジュール

講義名		時間	時間割	担当
オリエンテーション		10	10:00-10:10	課
講義	児童福祉制度論 (児童福祉制度の概要、改正点等)	50	10:10-11:00	課
講義	発達心理学 (発達心理学とメンタルヘルス)	60	11:10-12:10	児相
演習	養育上の課題等の意見交換	30	12:20-12:50	課

※現在受託中、過去2年のうちに受託歴あり、過去に3年以上の受託歴ありのいずれにも該当し
ない方については、午後に実習が入ります。

5 受講方法等（更新研修については別途検討する）

（1）受講申込

ア 申込先

里親養育包括支援(フォスタリング)機関：秋田赤十字乳児院

イ 申込期間

（ア）認定研修前期 R7.4.1～R7.4.30

（イ）認定研修後期 R7.8.1～R7.8.31

※ 原則上記期間とし、申請人数等を考慮した上で柔軟に対応できる場合は、若干の猶予を設けることも可とする。

ウ 申込方法

秋田赤十字乳児院HP専用フォーム

（2）受講者の決定

ア 受講者の決定を行い、受講の可否通知を受講申込者全員へ行う。

イ 定員を超える申込みがあったとき

（ア）空いている会場があれば、そちらへ誘導する。

（イ）キャンセル待ちになる。キャンセルが出たら連絡する。

（ウ）最終決定は主催者が行う。

6 修了証の交付

（1）全科目を適切に履修したと認められる方に修了証を交付する。

（2）やむを得ない理由により一部の科目を欠席した場合は、適切に履修したと認められる科目を修了とする。（有効期間1年）

有効期間内に、不足している科目を適切に履修したときは修了証を交付する。

7 運営方法

（1）運営の体系

ア 主催者である秋田県が統括する。

イ 研修運営者である里親養育包括支援(フォスタリング)機関又は里親支援センター（予定）が運営の主体を担い、関係者との調整を行う。

(2) 具体的役割

ア 主催者

- (ア) 研修講師への依頼文書作成、発出(必要に応じて)
- (イ) 受講者の決定(運営者と協議しながら決定する)
- (ウ) 研修当日の運営(会場セッティング、質疑対応、当日の運営責任)
- (エ) 修了証の作成と交付

イ 運営者

- (ア) 研修講師の手配と調整、謝礼の支払い
- (イ) 研修会場の手配と調整
- (ウ) 受講申込の受付及びリスト作成
- (エ) 受講申込者との調整(託児調整、他会場への誘導等)
 - ※必要に応じ託児会場、託児従事者の手配が入る
- (オ) 研修申込者への可否通知(作成及び発送)
- (カ) 研修資料の手配(紙印刷、投影手配)
- (キ) 研修当日の運営(会場セッティング、受講者受付、進行、履修状況管理)
- (ク) 受講者アンケートの作成、配布、回収、集計(グラフ化)
- (ケ) 受講者の履修状況整理(リスト作成)